

所 有 版 權

BULLETIN

DE LA

SOCIÉTÉ PÉNITENTIAIRE DU JAPON

大日本監獄協會雜誌

號九拾第

明治二十二年十一月廿七日發兌

大日本監獄協會

大日本監獄協會役員

庶務局長	正員	石澤謹吾
調查局長	正員	宇川盛三郎
主幹(事務)	正員	宇川盛三郎
主幹(會計)	正員	關盛三郎
庶務委員	正員	佐野一尚
調查委員	正員	武田英一
庶務補佐員	正員	小林益三郎
庶務補佐員	正員	飯島美敬
出版主任	正員	寺井宗平

明治廿二年五月廿八日版權所有
明治廿二年十月廿二日印刷
明治廿二年十月廿三日出版

發行兼編輯者

東京牛込區神樂町貳丁目二十二番地

佐野 尚

印刷人

東京淺草區並木町二十二番地寄留

寺井 宗平

發行所

東京牛込區北町十五番地

大日本監獄協會事務所

(逕信省認可)

(東京並木活版所印行)

(八一九)

上級俸下賜(十月内閣)

假留監典(兼任官五等)

長屋又輔

●拘禁及移送 栃木縣ニ於テハ本月一日ヨリ栃木監獄ハ刑事被告人及拘留輕禁錮十日以下ノ者ヲ

拘禁スル所トシ其他ハ總テ宇都宮監獄ニ移送スルコトト爲セリ

●監獄會議 茨城縣ニ於テハ去ル二月ヨリ各監獄副典獄及其代理者ヲ第二部監獄課内ニ召集シ其職務上ニ係ル諸件ヲ議シ同五日議了閉會セリ●愛媛縣ニ於テハ今般監獄則改正ニ依リ實務上協議於テ協議會ヲ開キ同二十六日議事終了閉會セリ●長崎縣ニ於テハ去月三十日ヨリ各監獄上席典獄ニ召集シ實務上諸般ノ事項ヲ議シ去ル四日閉會セリ

●監獄課移轉 愛媛縣ニ於テハ監獄課ヲ松山監獄構内ニ設置セシカ今般縣廳内第二部中へ移轉セリ

●典獄死去 集治監典獄高山一祥ハ一昨二十三日死去セリ

問答

本欄の問及び答は固より私考に係るものなれば其當否を保するものと能はざるは勿論尙は不充分のものと多かるべきを以て本欄の答に就き訂正の意見を有せらるゝ諸君は提撕の勞を惜まれらんことを希望す

編者 白

號九拾第誌報會協監本日大

○監獄則問答(承前)

第十六條 囚人及刑事被告人ヲ裁判所又ハ他監ニ押送スルト

キハ男ト女トヲ分チ時宜ニ依リ戒具ヲ用フルコトヲ得但懲治人ニハ戒具ヲ用ヒス

問 時宜に依るとは如何なる場合を指すや

答 本條の押送は監獄近傍の裁判所又は其監獄と遠く隔たらしむる他監に押送する場合なるを以て囚人護送規則に依りて護送する場合の如く其道途からざるが爲め戒具を用ふるふとは變則とせられたるものならん然れども犯罪の性質重大なるもの又は逃走を屢せし者の如きは戒具を施その必要あるに依り是等の場合を指して時宜に依り戒具を施すふとを得るゝ規定せられしものならん但し懲治人の如きは逃走の恐れなき者と認め例外とせられしならん

問 囚人護送規則と本條との關係如何

答 護送規則は専ら遠地に囚徒を送る護送方法即ち警察遞傳の法を定められたるものなれば本條の押送の如きは護送規則外とす蓋し護送規則に依れば護

(九一九)

號九拾第誌報會協監本日大

送する者は通査なれども本條は看守押丁にて押送する場合を示されたるものならん

問 男と女とを分つとは押送を異にするの意味なるや又は同時に押送するも其體を分ては妨けなきや

答 男女の區別は最も慎まざる可からざるものなれば充分に顔を見合す等の事を避けざるへからずふに押送する時とあれば無論押送の時を異にすへき趣意と思はる

問 戒具とは如何なるものを指すや

答 手錠と脚錠とを云ふならん

第十七條 定役ニ服スヘキ四人ノ作業ハ毎囚ノ體力ニ應シテ之ヲ課シ一日ノ科程ヲ定メテ服役セシムヘシ但科程ノ標準ハ内務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

問 舊監獄則に於ては作業は刑名に依りて之を斟酌し云々とあり新監獄則に於ては体力に應しと改められたる理由如何

答 舊監獄則の如く刑名に依りて作業を斟酌するときは自然重罪囚には労働

強き役業を課し輕罪囚には輕易の業をするとなるへし然るに囚徒の体力は固より同一ならざるべきを以て右の如く爲すときは重罪囚は其刑期の長きのみならず体力に堪へ難きまでの役を課せらるへし又之に反して輕罪囚は体力強きも輕易の業を執るを得へし然るときは役業の輕易に過ぎ本人の懲戒を全ふに能はざるの恐れあり元來役業を課するの趣意は囚徒をして努力に慣れしめ其監獄外に出てたるべきも努力を厭ふべき無からしむるを必要とすされは監獄内に於ける懲戒上の点よりするも本人出獄後の生業上より考ふるも囚人をして体力充分に労働を爲すの慣習を得せしむるほどの大功なる固より論を待たず然らば輕罪囚なればとて輕き役業を課し殊更に労働の度を寬ふするの理由なし故に新監獄則に於ては体力に因るは刑名に依るに優れるべきを認められ斯く改められたるものなるへし此は改正中最を著しき好結果の一に數ふべきものと思はる

問 舊監獄則に科程標準の文字なし新監獄則に於て之を加へたるの理由如何

答 此科程の標準を定むるよとを新たに規定せられたるは最も大切なるよと
 と思はる一休刑を實際に執行する場合に當り其刑の重もなる分量は何かと云
 ふに則ち囚人が日々に服する所の役業是なり故に科程則ち刑なりと云ふも強
 ち趣言にあらざる可きを信す斯くの如き大切な科程なれば若し此科程にし
 て各地其權衡を異にするか如きよとあらは其實刑名刑期同くして實刑に輕重
 あるの結果を見るに至るべし因りて科程の一定即ち勞力の均一は最も監獄學
 者の重せざるへからざるものあらん然れとも氣候及び各地方勞力社會の慣習
 の異なるも種々の理由より強ちに全國畫一を望むべきにあらず此を以て監獄
 則に於ては一定の科程を示されずして其地方の狀況に應し内務大臣の認可を
 得て之を施行するよと定められしならん右の如き理由なるを以て新則に於
 て此事を加へられしは誠に好すべきよとなりとす

問

今日の監獄實際上科程の區々なるよと無きや

答 仄かに聞く所に依れば各地方に於て科程の區々なるよと甚しと例へは或
 る地方に於ては米二斗を搗くを以て一日の科程と爲し又或る地方に於ては一

斗を以て一日の科程と爲すか如きよとなきにあらずと固より搗き方の精粗等
 に依り科程に差あるべきものなれば一概には論じ難きも地を異にするか爲め
 其半減を以て科程とするか如きは其差も亦甚しと云はざるへからず

問

本條の科程は通常勞力社會の勞働と如何なる權衡を採るべきものなるや
 答 一日の科程の當否は内務大臣の認可を得て始めて定まるものなれば如何
 なる度を以て適當のものとなすべきや豫め考へ及び難しと雖も体力に不相當
 ならざる以上は其地方社會の勞働に比し時間割りを以て幾分かの多きを加ふ
 べきものならんかと思はる

問

同一なる人間にして勞働に多きを加ふるば爲し得ざるよとにあらすや
 答 体力に不相當ならざる以上は固より爲し得らるゝよとならん
 問 作業の種類に依りては科程を定め難きものあらん如何

答

然り無形の作業に付きては科程を見積り能はざるものあらん例へは看病
 夫の如きものは是れなり

問

右の如きものの科程は何に依りて定むべきや

答 右等出來上り物なき作業に付ては己むを得ず時間を以て其科程を量らざるを得ざるへしと思考す

問 一日の科程を定むるは一囚毎にするものなるや作業の種類に依りては數囚連帶の科程を定めざるを得ざるものもあらん如何

答 科程は囚人各自に付之を定むべきものと正則ならん否らされは勞者逸者均しく科程を終ふるか如き不都合を見るべくして科程を改むるの精神に反するの結果を來さん

第十八條 左ニ記載シタル日ハ服役ヲ免ス

一月一日二日 元 始 祭 孝明天皇祭

紀 元 節 春季皇靈祭 神武天皇祭

秋季皇靈祭 神 嘗 祭 天 長 節

新 嘗 祭 十二月三十一日

父母ノ喪ニ遭フ者ハ三日免役ス

問 舊監獄則に父母の喪に遭ふ者は一日免役すどわり新監獄則に三日とせし

理由如何

答 人の心を動かし易きときは其悲みの折りを以て第一とす此時に乘して教誨等を施すときは實に充分の結果を得べくして其心を善良の道に導き易し且つ罪惡を犯したる者は固より德義を缺くのみならず父母の大恩を忘るゝもの多きに居るを以て父母の喪に遭ふたるときは充分に其心を静めしめて父母の恩を思はしめ且つ其心の弱きに乘して教誨等を利用すへき最も大切なる時なるにつき一日を改めて三日の多きを許されたるものならん

第十九條

無定役囚ニシテ監獄園内ニ於テ自ラ作業ヲ爲サント請フトキハ之ヲ許シ作業ノ種類ハ典獄之ヲ指定ス刑事被告人も亦之ニ準スルコトヲ得

問 舊監獄則には典獄之を勸誘し云々どわり新監獄則に於ては單に自ら作業を爲さんと請ふとあり其差別如何

答 無定役囚は役に就かしめざるを以て正則とするものと固より論を待たず然るに典獄必ず之に役に就くよとを勸誘するどせは其實定役囚と異ならざるか

如き結果を見るふとなきを保し難し抑も無定役囚に役を執ふとを許すは一種の恩典と云ふも不可なるへし果して然らば勸誘すべきの理は固より之れあり無し且つ無定役囚には運動を許す等の規定もあれば攝生の爲めには既に事足りならん故に自ら請ふに至りて始めて之を許すまでに改められなるものならん

問 刑事被告人の作業は如何なる場所に於て爲さしむるや

答 本則第二十一條の役場區別中にも刑事被告人の役場の事見えざるを以て

之を考ふれば檢束等に妨げなき以上は適宜の場所を擇ひ之を爲さしめ妨げなきまじと思はる然れとも雜居監房内に於て役業を執らしむるは整理上如何わらんか獨に場所を設くるの優れるに如さるへし且つ又刑事被告人の如きは互に言語を交ふるは勿論相見るふとをも防ぎ度ものされは若し一房に一囚を置き得る場合には監房内に於て作業を爲さしむるを至當と思考す

問 自ら作業を爲さんと請ふ者も定役囚同様時間等の拘束を受けるや

答 監獄の作業を爲さんと請ひ之を許す以上は其作業の種類に付刑事被告人

の如きは幾分の斟酌あるへしと雖も服役時間の如きは必ず之を遵奉せしめざるを得ざるへし若し然らずして日に一時間作業するも又は半日作業するも可なりとて之を許すときは監獄の整理何に由りて求めん總ての規律之が爲めに礙るゝまじ親易きのみ

問 自ら作業を爲さんと請ふ者典獄指定の作業を拒む時は如何すべきや

答 典獄の指定せし作業を拒むときは作業に就かしめざるまじ勿論ならん若し然らずして必ず本人の氣に向きたる業に就かしめんとせば數多の無定役囚の望みに任せ數多の作業を設けざるを得ず斯の如きは監獄の整理上許し能ふへきものにあらすと信す

問 自ら請ふて作業を爲す者にして之を止めんと請ふときは許すべきや

答 素と本人の請ひを許したるに止するものなれば止めんとするの請ひも固より許すべきものならん

問 作業の種類は典獄之を指定すどあるは如何なる作業にても指定するふとを得べき義なるや

答 施行細則に於て男囚、女囚の監獄内の作業を指定せられたれば監獄内の作業と言へば右に指定せられたるもの又は特に内務大臣の認可を得たる作業を云ふ故に此作業の中に就きて典獄之を指定するよと思はる

第二十條 懲治人ニハ毎日五時以内農業若クハ工藝ヲ教ヘ力作セシムヘシ

問 舊監獄則には七時間とあり新則に五時間とせしは如何
答 新監獄則に於て五時間以内とし舊則に比し農業若クハ工藝を教ふるの時

を減せられたるは教誨の爲めに多く時間を充てられたるものと思はる

問 本條に言ふ農業と工藝とは矢張り監獄内の作業と看做すへきものなるや

答 本條には特に教ヘ云々とあり之を見るも其性質定役囚に服さしむる強制労働にあらざることを知るに足らん蓋し本條は讀書等の條と同様のものにして則ち職業教育を規定せられたるものとす

第二十一條 役場ハ男女ノ別ヲ嚴隔シ定役囚懲治人ノ場所ハ各別ニ之ヲ設ケ其中ニ就キ丁年以上ノ者ト未丁年者トヲ區

別スヘシ

問 改正監獄則に於て本條を特設せられたる理由如何

答 新則は勿論舊則に於ても年齢犯數其他に就き監房の別異を嚴にせられたり然れども監獄の實況に就き之を見るに監房は殆んど寢室の如きものにして晝間は四人常に工場に在り而して工場 of 戒護は固より嚴なれど數百人の多囚一役場に群かるに於ては看守者の眼如何に鋭しと雖も囚徒相互の私語交談は勢ひあり得へしと思はる若し果して之れあるに於ては嚴に監房を別異するの效能は忽ち雲散霧消の結果を見るに至るへし依りて新則に於て役場の區別を規定せられたるは竊かに敬服に堪へざる所なり

第二十二條 定役ニ服スヘキ囚人現役一百日ヲ經レハ始メテ各自ノ工錢ヲ料定シ之ヲ十分シテ重罪囚ニハ其ノ二分輕罪囚ニハ其ノ四分ヲ與ヘ餘分ハ監獄ノ費用ニ供ス
無定役囚懲治人及ヒ刑事被告人ニシテ作業スル者ノ工錢ハ之ヲ十分シテ其六ヲ與ヘ其ノ餘分ハ監獄ノ費用ニ供ス定役

ニ服スル囚人ニシテ科程外ノ作業ヲ爲ス時ノ工錢モ亦之ニ準ス

(一四)

問

舊監獄則に比して給與工錢額を倍加せられし理由如何

答

あらざるは勿論再犯の理由は殊に本人出獄後の有様如何に關すと云ふも敢て過言にあらざるべきか而して出獄後囚人に生活の便を與ふるは只職藝を習得せしめしめしみにては足らず必ずや多少の貯金を要すへし蓋し頗る所なき出獄者にして生業を營むの資本なく剩へ歸郷旅費なきときは勢ひ不善事を働かざるを得ざるに至るべきなり從來右の如き事情に迫られて再び罪を犯す者少なきにあらすは聞く是れ舊則に於て相應に工錢を與へられたれども其の額稍々ありしなり依て新則に於て再犯を豫防する點と本人を救助する優渥なる恩賞との二つより斯く一倍の増加を爲されたるよとならん實に新監獄則發布の日は囚人の爲めに永く減すへからざる恩惠の紀元節とし記憶せずんばなるへか

らざるものと云ふへし

問

現役一百日を經て工錢を料定すである現役とは役を執る日を指すものならん果して然らば免役日に役に就く炊夫等は其免役日も現役日數中に算し得べきや

答

免役日と雖も官より命して執役せしめたるものなれば無論現役日數中に加算すべきものと思はる

問

一百日を經て始めて工錢を料定すであり然るに科程と工錢とは離るへからざるものなれば科程も一百日を經て定むるものなるや

答

否科程の了否は定役に服する其の即日より之を監査し其の者の勉否を觀察すへきよと固より必要なるを以て工錢料定は百日を待つも科程に就役の即日より定むべきものと思ふ

問

重罪囚と輕罪囚と工錢給與の割合を異にせし理由如何

答

工錢を給與するの理由一にして足らざるへしと雖も前既に云ふ如く出獄後の實に供するよと及び獄内に在る間に父母妻子を扶持し得へからしむるよ

と其の重なる理由の一なるを以て工錢の性質は普通傭ひ賃錢の如く單に報酬に出てたるものにあらすを信ず果して然らば重罪囚と皆刑期長きを以て給與工錢の割合少なきも出獄後の資本旅費親属の扶助等の爲め相當の金員を貯へ得るに充分なるべし然れども輕罪囚の如きは刑期短きを以て重罪囚に比し其の割合多きにあらざれば出獄後犯罪豫防の精神を貫く能はざるべし因て此の刑期の長短も工錢給與の割合を變へられし一理由ならん將た又重罪囚の如きは容易ならざる罪惡を犯したる者なれば懲戒上より觀察するも其の工錢給與として輕罪囚と同一ならしむるの權衡を失するや固より親易きまとならん

問 監獄の費用に供せとあれば監獄に於て直ちに之を使用し得べきや

答 一旦地方稅雜收入に編入し而して後之を支出すること従前の如くならん

問 無定役囚懲治人刑事被告人に十分の六を與ふるまとなるか此の割合を十分の六と定められし理由如何

答 無定役囚懲治人刑事被告人及び科定外の役を爲す囚人の作業に付ては單に其の業に要する器械の損料其の他の雜費あるか爲め其の工錢の幾分を扣除

するの必要あるものと思考す因て右の爲めには十分の四を以て相當と認められ斯く定められしものならん

第二十三條 前條ニ依り作業者ニ與フヘキ工錢ハ典獄之ヲ領置スヘシ

問 工錢は典獄之を領置すべしとあれば典獄に於て領置し従前の如く預金局へ預入せざるも可なるや

答 舊則には監署に領置し云々とありしか本條には之を改めて典獄云々とし典獄の事務たるを明亮にせしめてなれば其の預入取扱の如きは従前の通りなるべし

第二十四條 囚人懲治人及刑事被告人逃走シ監署ニ設置ノ貨物アルトキハ逃走ノ日ヨリ滿一箇年ヲ經テ之ヲ受クヘキ者ナキトキハ監獄慈善ノ用ニ充ツ刑死者死亡者ノ領置貨物ニシテ受クヘキ者ナキトキモ亦同シ

問 監獄慈善の newText 新監獄則に現はれたるは如何なる必要に出てしものな

るや

答 如何なる必要に出てたるや立法者の心中固より計り知る能はされども姑く思考する所に依れば監獄慈惠の事ありとのよとを敕令に明載せられたるは監獄事業に採りて最も賀すべく祝すべきよとなりとす蓋し監獄は人をして恐怖せしむべき性質を有するものなれども然れども此内に入るもの悉く皆な猛悪極りなき者のみにあらず且又真心改悔の後獄を出るに際し頗るとよろなき者の如きは亦憐むべき境涯に在るものなり因ては監獄の刑は火の如きも時として之に調和するに慈善の水を以てするよと亦必要ならん彼も人なり罪人豈に慈善の範圍外に措くべきものならん哉只慈善の道に於て其方向を誤らす其適度を越へざるを慎しむべきのみ新則に監獄慈惠の文字の現はれたるも斯かる理由に基きしものならんかと思はる

問

慈惠の用とは約ね如何なるものを指そや

答

改後の状態ある者にして出獄の際白衣又は旅費等なきものに衣服を惠與し又は其旅費を與へ又役事に依り負傷したる者にして出獄後療治料なき者に惠

與する等のよとを云ふものと思考す要するに監獄慈惠とは監獄内の慈惠にあらず監獄に關係せし監獄外の慈惠と解すべきものならん

問 一年内に親屬より下付を請ふとき又は逃走囚他所にて捕に就き一年内に其貨物の返戻を請ふときは許さるを得ざるや

答 勿論許すべきものと思考す

問 警察署留置場に一時留置する刑事被告人逃走せしときも其貨物は同様の處分を爲すべきものなるや

答 然り同一に處分すべきものならん

問 然らば警察署にて其處分方を取扱ふものなるや又は監獄にて取扱ふべきや

答 他の逃走者の貨物と同様に監獄にて取扱ふ方便ならん但一ヶ年間は警察署に置くも妨げなからんと思考す

問 護送途中にて逃走せし者の貨物は如何に處分すべきや

答 護送途中にて逃走せし者に屬する貨物は先づ之を其囚人等を受け取るへ

問 答

監獄則問答

(110)

き監獄に送付するものなるへし又該監獄にては本條に依り處分すること勿論なるへし

第二十五條 囚人及懲治人監署ニ領置ノ貨物ヲ以テ其父母妻子ノ扶助及正當ノ費用ニ充ント請フトキハ典獄其事情ヲ取糺シ之ヲ許可スヘシ

刑事被告人ニ係ルトキハ當該裁判官ノ允許ヲ經ヘシ

問 囚人犯時の被害者へ賠償する如きも本條の正當の費用中に含むべきや

答 犯時の被害者へ賠償するか如きは當然の義務を果すものなれば正當の費用なるへし但し本條の正當の二字は充分狹義に之を解し濫費の弊を防ぐこと治獄上深く意を注ぐべきものと思ふ

問 差入を許しあるものを購求する費用の如きは如何

答 差入を許さるゝは素ど其物の本人に必要なに依るものなれば其物を購求するの必要あるに於ては差入許可品購求の費用は正當の費用と認むべきものならんと思はる

問 本條の貨物とは所持金品も給與工錢をも併せ指すものなるや

答 然り監署に領置せし一切の貨物を云ふならん

問 刑事被告人の貨物に付ては典獄に於て使用許可の權なきや

答 然り

問 果して此答の如くんば監獄整理上煩雜を來すの恐れなきや

答 刑事被告人は無罪のものなれば其所有貨物又は工錢を使用するに付て囚人の如き制限を受くべきものにあらざるや固より論を饒たす然りと雖も若し濫りに使用するに於ては贓品又は裁判上証據となるべきものを失ふの恐れあり依て單に裁判上の爲め之を許可するの必要あるものとす是れ治罪法及び本條第二項に於て裁判官の允許を規定せられしものなり又裁判官のみの允許なればとて別に監獄整理上煩雜を來すか如きふと異なるへし或は其使用事項を限定せざるべきは費消度數多くして煩はしとの説あるへし然れとも斯くの如き手数は監獄當然の事務なるを以て其増加を厭ふの理なし

問 當該裁判官とは何々を云ふや

問 答 監獄則問答

(111)

答 豫審中の者に付ては豫審判事公判中は公判判事を云ふ

(未完)

綴 譯

○米國監獄法 (第拾八號の續き)

佛國 フルナン、デボルト氏述

正員 武田英一 譯 東京

米國人は以爲らく、凡そ囚人を、農業に役するは、工業に役するの勝れるに如かず、蓋し之を罪人百人に徴するに、工業に従事する者は十八人に過ぎずして、農業に従事する者は八十二人の多きに居れり、是に由て之を觀れば、其道徳に於ける、田圃の生活の遠く工場の生活に及ばざるは論を待たざるなり、「デトロア」監獄の典獄、ブロッウエー氏

夫れ、業作を制定するの法、専ら人心改良の目的に出で、囚人も亦た自ら之を以て、復權の手段なりと爲すときは、其作業の生産最も多かるべし、蓋し強迫せられて勞働する者と、自ら喜んで勞働する者とは、其生産の多寡素より日を同うして語るべからざればなり、故を以て今日監獄の務むべき所は、請負法を廢するより急なるはなし、請負法は請負人一個の利益を謀るものなり、囚人の利益社會の利益を擧げて之を一個人の利益の下に枉屈するものなり、今「インマナ」北方監獄「ユージュアセー」サチセツ「チャハイヨ」の監獄に於ては、請負法を以て至良の効を奏し、殊に「チャハイヨ」の如きは年々二十萬乃至二十五萬法の純益を収むるに至れり、然れども其他の監獄は率ね皆な事情止むを得ざるか爲め請負の法を用ふるものにして、過多の金額消費し、獄内の規律を紊亂し、其効果實に厭惡すべしと爲す、故に「カンサス」監獄の敎誨師「リジャセクストン」女曰く、請負の法は人心改良の法と相容れざるものなり、我「カンサス」監獄の如き、請負人に向つて囚人の爲めに、一時間の休憩、半時間の就學を求むるも得る能はず、加之請負人の貪婪なる財を吝て人を用ふ故に、其使役する所、悉く固陋頑愚にして、人情を知る者鮮し、此くの如きは百事改正せざる可からざるなりと、「ワインス」氏の意見も亦た此に在り、竟に之を會議に提出して以て此、今日普く米國の諸監獄に行はれ、財政の利益に反し、獄内の規律を亂し、殊に犯罪者の改悛に害ある請負の法を廢止するの必要を議決するに至れり、

夫れ宗教、教育、作業の三基に因て看護法の原則を立つる此くの如し、今之を實地に施行する、當さに如何かすへき、

「チャーバーン」(Chapman)、「フライデル」(Friedel)の両法は、採る可からず、其普く監獄に施すへきものは、大尉「マカハチ」氏の創めて發明し、ワルター、クロフトン氏の夙に名聲を博したる愛蘭土法に如くは莫しど、是れ「シンシンナ」會議の全會一致を以て議決する所なり、蓋し囚人各自の性質に基いて之を分類し、實表を以て其善行を誘導し、漸く其級を進めて假放免に至らしめんと欲するなり、而るに合衆國の町村獄は佛國の町村監獄、地方監獄に類する小監獄なるを以て姑く之を措き、其他の監獄に此法を實施せんまどを希望せり、

愛蘭土法の機關如何は諸君の熟知する處故に復た之を贅せず、今此法を合衆國に施すときは果て其効を收むる、愛蘭土の如くなるへきか、會議は毫も成績あるを疑はす、且つ議員「ソーボーン」氏の説を假りて曰く、方今米國の罪人中、罪を遁れて愛蘭土より至るもの多きに居る、故に米國の監獄に繋く所は、即ち「ワルター、クロフトン」氏か愛蘭土の監獄に繋く所と同一の元素なりと、但合衆國に於ては、州數極めて多

く、州各裁判を異にするか故に、假免「票」(Ticket)、「チフ、リーヴ」(Chiff, Live)を授けて以て假放免を爲すの一事は、合衆國に適用すへからずと議決せり、

夫れ愛蘭土法は永く囚人を分房に監禁するものにあらす、之を分房に監禁するの時日は、暫く其性質如何を考察し、又其官に抗するの心を制せんと欲するのみ、餘は悉く多囚難居の制を取るものとす、會議に於ては彼の獨居監禁の法を長期刑に施用するを排斥し、之を數へて舊弊の一と爲せり、曰く、分房制及び其濫用は猶ほ鎖鎖、及ひ土窟の如く拷問及び擄械の如し、事既往に属す、今日の用にあらざるなり、夫れ緘黙は天然の法則に反るものなり、上帝の旨意に反して之を人に強ゆ可からず、人は社交の生物なり、其義務は社交に因て起るものなり、而るに今之を社交の外に置て、以て人たるの義務を教へんと欲するは、豈に之を能くすへけんや、

大凡分類其宜しきを得るときは、成績も亦た其宜しきを得へし、故を以て其分類を爲すは、一監獄内の囚人に止まらず、施ひて之を監獄全体に及ぼし、通常監獄の側別に刑事被告人の爲め、再犯者の爲め、不可懲治者の爲め、婦女の爲め、兒童の爲め、各其監獄を設くへきなり、

分類既に成らば、又此分類に基て以て規律の寬嚴を定むへし、即ち其規律は、各自の性質に従つて宜しきを異にし、悔悟改悛の度に應じて漸く之を寬うし、監禁最終の期に至つては、囚人をして殆んど序あり親ある一家族の中に在るか如くならしむへし。

格言に曰く、前途の望は畏懼に優ると、凡そ監獄の規律は此格言に由らざるへからず、故に今囚人不幸の運命を取て、之を自己の手中に一任し、囚人をして品行を端正にし、作業に勉勵し、學を勤めて倦まざるは、即ち自ら進んで其地位を高尙にする所以なるを知らしむへし、然らずんば則ち焉んそ、衷情より出て、其身を改新せしむるを得んや、蓋し囚人自ら欲せずして、而して他人之を強ゆるは、吾れ其功なきを知るなり、故に囚人をして改過歸善の途に就かしめんと欲するときは、宜しく囚人をして其心自ら之を欲し、監獄制度の必要なる所以を悟つて、以て之を甘受するに至らしむへきなり、然りと雖も此くの如き志望は、空華幻影終に其實を求むる能はざるか、曰く否、若し之を疑はば、眼を放つてクロフトン氏の愛蘭士に、大佐モンデヲノス氏の「ワランス」に、チーベルマイエル氏の「ミニウツ」に、伯爵ソルロヒューブ氏の

「モスクー」に施爲したる實蹟を見よ、

然れども今之を實行し、善く此くの如き規律を適用して、以て其措置を誤るゝと、なからんと欲せば、司獄官其人無かるへからず、吾將に之を稱して監獄の「アポルト」と曰はんとす、譯者曰「アポルト」とは聖門使徒の謂なり、是の人や「クロフトン」其他諸名士の型式に照して陶冶せられ、罪人の爲めに深く計り、其身を罪人の間に置き、罪人の改良を望み、其改良の必ずしを信じ、己れを棄て、彼れに徇し、一念唯罪人を之れ思はざるへからず、是の人や自ら深く宗教の心を懷き、怒ます怒らず、左右を顧み、前後に接し、其温和の氣を以て罪人凍結氷冷の心を融解せざるへからず、是の人や自ら模範と爲つて道德を教へ、嚴に正義に法つて其身を處し、毫末も錯る所なく、罪人をして己れを信するに至らしめざるへからず、「シンセン」監獄（ニューヨーク）の典獄言へるあり、曰く、眞の司獄官たる者は、其堅固なるあど、岩石の如く、其強猛なるふと、獅子の如く、而して其中心深く憐憫慈愛の徳を蓄ふへし、之を要するに、時ありては凍結して動かすへからざる、モンブラン譯者曰、佛伊兩國間の大山の如く、時ありては涙を流す婦人の如くならざるへからずと、

會議は以爲らく、此くの如き司獄官を得るは甚た難き所にあらず、然れとも之を得んと欲するときは、宜しく「メドレー」の例に倣ひ、司獄官の爲めに専門の練習學校を設置して、以て其人を養成し、更に地位を進めて、安全榮達の官途と爲し、一たび此官に就く者は、中人以上の生活を爲し、功を積み歳を閱して漸次高位に陞るを得せしむべし、且つ今日合衆國の獄政は混沌なり、難糺あり、假令一二の良司獄官をして其間に在らしむるも、亦た之を奈何ともする能はざるべし、故に又悉く獄政を改め、齊整、畫一の規則を以て之を統治せざるべからざるなり、獨り私立慈善の會の如き、貧民救恤其他の事業に於て有益なる影響を有するは復た疑ふべからざる所なり、故に宜しく其事業を組織せし、其偉績を敬信し、博士「メリック」師の言を記念すべし、師の言に曰く、慈善は「ホワード」の功名をして「ナポレオン」より高からしめ、「ナイチンガー」女の功名をして「ジャンヌ・ダルク」より清からしむ、是れ慈善の功を大にせんか爲め、故らに其實に過ぐるの語を爲すものなりと雖も、抑も慈善の業の世道に益あるの實は、復た掩ふべからず、然れども此業の如き亦た之を各人の爲す所に任かせて、統一する所なきは則ち不可なり、某州の一高官嘗て會議に於て言へるよどあり、曰く、

「ビタゴール」の表は、我州教育の眞の基礎なりと、譯者曰「ビタゴール」の表とは九々衆數表を謂ふ、蓋し利を以て教育の基礎と爲すの義なり、此等の邦國に於ては、殊に之を放任すべからず、是を以て吾人の願ふ所は、各州中一の監獄司なる者を置き、政府及び元老院に於て其官吏を選み、或は之を終身官とし、或は少くも十年以上其職に在るものとし、全く政治の外に立て、其影響を蒙らざらしめ、此監獄司に委するに、全國監獄に關する建物と直轄し、其官吏を任命し、其規律を制定し、其規律の濫用を制止するの權を以てし、而る後ち更に諸聯邦の中央に一の高等監獄會議を設け、各州の監獄事業に平等の運動を與へ、適宜の方向を執らしめんとす、是れ「ワイッス」氏の持論なり、辨士の説く所なり、會議の願ふ所なり、皆な謂らく、高等會議や、監獄司や、米國監獄改良事業の成否の要る所なりと、「アトローア」監獄の典獄、監獄司の組織を論して曰く、願くは醫師一人、教官一人、裁判官一人、藝術家一人、製造者一人、商人若くは財政家一人、出版者若くは文學者一人、穩婆一人、女權熱心の婦人一人及び公平無私の男子天下有る希なり、噫、一人を置かんよとぞ、今カナダ州の實驗に據るに、監獄司は大に好結果を致すものの如し、蓋しカナダ州に於ては千八百五十九年を以て

始めて監獄司を設け、到る處第一の制度を施し、更に數多の監獄を新設し、四人一人一年の費用四百四十五法を減して百六十法と爲すに至れり(「チハイヨ州」バイヤース氏)
會議は又以爲らく、獄政の組織を改むる此の如く精選の職員をして之を治めしむる此の如きときは能く我看議法を以て罪人を醫治し改良するを得る毫も疑ふへからざる所なり
(未完)

○佛國監獄用郵便切手

千八百七十三年三月二十日
內務省令

正員 佐野 尙譯 東京

右郵便切手は當時尙は使用するや否やは保し難しと雖も他に監獄用特製郵便切手なるものを見されは參考の爲め左に譯す

佛國內務省は中央監獄、准中央監獄、違警罪、懲治、拘留監及び幼年監に於て特別なる郵便切手を使用すべき旨を定めたり蓋し千八百三十一年十月五日發布の規則書及び千八百三十六年九月一日發布の回達書の旨趣ふ依れば囚徒の通信は總て其

の監獄署長に於て之を檢査すべしとありたり而して囚徒より發する書信の用紙には總て界紙を用ゆるものとせしめ就中中央監獄に於ては其の用紙の頭部又は其の欄外に監名及び通信上に關する簡單なる命令を記載したり
開封にて送達するものに用ゆる郵券は左の如き利益を與ふべき趣意を以て製したるものなり

第一 囚徒の親屬故舊に通信する爲め監獄より發するとあるの書狀に粘附したる印紙は他人をして之を見るも容易に其の出所を知るものと能はざらしむ然れども其の親屬故舊に在りては其の出所の監獄なることを知得するの利益ある事

第二 管理官は囚徒の通信に於ける外決して此の印紙を他に用ゆるか如きものとなき利益ある事

左れば右の如き親屬及び管理官に關する利益の目的を達せんか爲め左の方法を用ゆるべき必要なり

第一項 中央監獄より他の監獄に來着したる囚徒は速に其の監名を記入した

る用紙に通信すべき事由を記し其の親屬故舊に之を報知すへし但其の通信をなすには左の方法に準據するよを要す

第二項 囚徒にして若し遠隔の地に通信せんとするときは其の國名の知得へからざる郵券を粘付するよを要す

第三項 政府に於ては監獄署の頭字と(A P)の二字を記載したる直徑十五(サンチメートル)の郵券を調製すへし但千八百六十六年八月八日の規則に規定したる雛形に従ひて調製するものなり

故に「ムーラン」中央監獄に於て用ゆるとよろの郵券は則ち左の如し



(A)の字は於ての畧字なり又(P)の字は郵券の畧字なり
(M)の字は「ムーラン」の畧字なり

又「ロチース」中央監獄に於て用ゆるとよろの郵券は則ち左の如きものなり



(lo)の字は「ロチース」の畧字なり

第四項 丁年農業監、幼年懲治監及び中央監獄に於ても亦右と同様なる規則を施行せり又違警罪及び懲治罪拘留監に於ては右の規則に従ひ(A P)なる文字と數字とを左記したる郵券を用ひたり而して其記したるとよろの數字は州獄の順次にして第二に記したるものは諸州の順次なりとす今一例を示せば即ち左の如きものなり



是れは「アセブリック」州の監獄に於て用ゆるとよろの郵券なり而して該州は州の順序に於ては第五十九番に該當する北部の州なり而して監獄の順序は郡に於て第五の順次に位する者なりとす

○歐米出獄人保護事業一斑(第十七号の續き)

米國神學及法學博士 ワインス氏著

正員 神谷彦太郎譯 東京

英倫の出獄人保護事業に於て起りたる近來の一大變革を千八百七十七年に發布

し千八百七十八年より施行されたる國會の法令監獄令を以て地方有司の手より英倫及び威系斯の郡縣に在る總監獄を取りて之を國家の掌握に歸せしめたることは是れなり且つ該法令は愛蘭にも及はしたり是の故に此時より英倫威系斯及び愛蘭の監獄の費用は地方費を離れて帝王の負擔中の一部と成れり之れに由りて該法令の出し以來其出獄人保護の爲めに使用すべき所の金額は如何なる性質なるを問はそ都て之を出獄人保護會社に平等に支出せり施政の此大變革に就いて要する所の布置順序尙未だ完成せされは其効果の如何は未だ之を今日に言ふ能はざる内務尙書クロッス氏は熱心に「出獄人保護會社」の事業は其價值太貴とく其功績甚大ひなりと説明し且つ是れ等の會社に與ふへしと建言したる所の貨幣並に其他の保護に就き充分に其利益を保証したり余は信ず是れ等の點に關する最終の裁定^(按政府の裁可を云ふ)は必ず近きにあるべきを而して此裁定は則ち大不列顛出獄人保護事業に於て一層活潑一層有益なる時期の濫觴ならん

余は既に男出獄人の爲めに保護の場所を設くるの得失に關して輿論は尙ほ躊躇せりととのふとを述べたり而して之を概言すれば輿論は該場の設置を許すへから

すと爲すものの如し其れ然りと雖も夫の「ウェークフィールド」獄に附屬したる二個の場所の如き誰か其善美の組織其著明の功績を疑ふ者あらん哉而して此二個所の中一は該獄に於て放免したる婦女の爲めに設けし保護場なりと雖も他は目的及び性質に於て毫も之と異なる所なき男出獄人の寄居場なりとす是れ等の貴重すべき場所が正善を希望し正直の麵包^(按正道に依て得たる麵包を云ふ)を食せんふとを祈願する男女の出獄人に與へたる運命は茲に之を賞讃せんと欲するも秃筆の能く盡し能ふ所にあらざるなり

千八百七十一年に於て余か巡見せし時に方り其男出獄人の寄居場には四十の在場者に相當したる準備ありたり然れとも該場に於ては之より多數の人員を容受すへき爲め容易すく其準備を大にするを得へし而して在場者に給する所の物品を擧ぐれば精製の麵包清淨且つ空氣流通の能き寢室鉄床架の臥床第一品位の毛織臥褥被金三枚枕袋二個黒靴二枚白靴一枚手箱と鏡を兼ねたる箱一個とす又夜學校は毎週教誨の講席及び日曜學校は安息日に之を開く其他は夥多の善良なる書を蒐集したる書庫毎日及び毎週の新聞紙を備へる讀書室等なり而して

是れ等のものに對して在場者より出さしむる税金は、一名に就き平均毎週七、
 リング、三、ペン、スに當れり但し、在場者の作業は、雇工にして其所得は平均毎週十一
 「シリング」より十二「シリング」の間なりと云ふ又在場者は此平均所得に準した
 る賃錢にて傭工（按即ち賃金を爲せり蓋し此寄隠場は永續の職業を授くる目的を以て
 仕事なり）を爲せり、且、此寄隠場は永續の職業を授くる目的を以て
 之を設けたるにあらす只た監獄に確乎たる報酬ある所の勞力との空間即ち
 裂け口を越へて橋梁を架せんか爲めに企圖したるものなればなり、諸て上來陳述
 したる所のものはウェーリックフールド獄より釋放せられたる男女中に就き其情
 願者に與ふる所の保護にして各囚徒は在獄間に於て充分に之を説示せらるゝな
 り故に該獄より放免されたる者は夫の伴侶なきの徒と雖も一も爲すべきの事業
 を護る能はずとの口實に依て再び該獄に歸り來るゝと能はざるなり是れ實に貴
 重すべく且つ賞讃すべき事にあらすや何故に都ての大監獄に於て悉く此の種の
 場所を設けざる乎

譯者曰クワインス氏は其著書中龍動監獄規律會社の事業を論する條下に於て
 出獄人を保護する所の寄隠場に關し左の言を述べたり曰ク龍動監獄規律會社

は千八百十八年に於て龍動府に一の寄隠場を設立したり而して該年及び其次
 年中に此所に入るよとを許されたる者二百十人中に就き百七十七人は其志望
 を遂げて各恒業を得十三人は尙ほ該場に留まり又二十人は得業の見込なき者
 及び逃走したる者とす是の故に二十人を除くの外都ては恐らくは零落及び沈
 淪（按）再び罪惡に陥
 たることを云ふを免かれたるへし云々（按）本文言ふ所は設立次年の年
 末調査に據りしものなるへし

とす

蘇格蘭に於ては出獄人の保護に關して稱賛すべき方法を採用す其法は釋放し
 たる所の各人に二十弗の保護金を贈與するものなり但し此保護金は監獄規律
 に反したる所爲あるふとに半弗宛の扣除を爲す又其出金法は放免の際に當り
 て五弗を贈與し爾後二週間の終りごとに二弗宛を贈與す而して右二週間ごと
 の贈金を請求する時に於ては必ず其れと同時に此者は現に誠實に職業を做し
 居れりとのことを證せし警察官の捺印ある憑單を呈示すべき約を爲すものと
 す之に由りて最終の贈金を受くるに至る迄には四個月を経過すべく且つ此間

善良なる品行を保續せざるを得ず若し夫れ不らされは受取残りの總額は之を其科料として差出さるるを得ざるなり又在獄の囚徒と雖も其勤勉及び品行の如何に従ひて五弗より十弗迄の差等ある所の贈與金を得云々

合衆國に於る出獄人保護の事業

眞性質の出獄人を保護する事業は實に此國を以て權輿と爲す然りと雖も此國の該事業は歐洲中の數國に比すれば其構成善良ならず其進歩も亦遲緩なり余か知り且つ信する所に據れば合衆國の出獄人保護會社は一千七百七十六年二月七日にフヒラデルフヒヤに起りしものを以て其最第一と爲す抑も其の腦漿に於て單純なりと雖も而も重大なる此思想(按即出獄人保護會社を設立せんとするの思想なり)蓋し大意想は都て單純ありを發したる所の人物の名を録するは敢て無益の業にあらざるを信す其人は即ちリチャルドウイスター氏なり氏は監獄の近隣に住せしか其の結果たる遂に氏をして監獄の惡弊及び囚徒の酸楚に關する所の注意を惹起せしめたり氏は其慨する所を以て之を隣人朋友に説きたりしか之か爲めに大に監獄に關する一般の感覺を點點し終に前に謂ふ所の年月に於てフヒラデルフヒヤ可憐囚徒救

護會社の名稱を以て一の會社を起さしめたり然れどもフヒラデルフヒヤは該社の創立後二年に英兵の爲めに占有されたれば該社も此時より一時其業務を止めたりしか千七百八十七年に至りて再び興起せり而して此再生に方りては其社員中に重なる府民甚た多く且つ夫の顯貴なるベンジャミンフランクリン氏及び尊敬すべきヒシヨツア(按前ホワイト氏をも其中に含めり實に此フヒラデルフヒヤ會社は今日に於るも尙ほ其興起したる當初の如く壯盛、勤勉及び活潑存在するなり)

方今我國(按合衆國)に於て出獄人保護會社を有する所の地方は總て十二邦あり而して是れ等の會社は互ひに交通して熱心に其事業を擴充せり且つマサチューセツ邦に於ては該事業に就き二重の機關を有す則ち一は監獄會社(按私立にして他は該邦に於て任命したる官吏なり)此二者は共に能く相和して其事業に勉めり夫れ此事業たるや素と汎愛仁慈の事なるを以て其結果は天神及び人間に對して實績甚多しとす

マリーランド邦の出獄人保護會社は同種の會社中に於て最も近く設立されたる

者に係ると雖も最も有力有効のものなり又カリフォルニアの會社の熱心且つ有效なる勞働は特に茲に之を明言せざるを得ず然りと雖も余の信する所を以てすれば出獄人を救護する事業に於て我國の他の諸邦に比して其構成最も完全に其施行最も善良なるは新約克邦なりとす故に余は該邦に於て使用する所の方法を説明し且つ其結果を示さんか爲めに多くの時間を得んふとを欲するや切なり然れとも奈何せん今其の時を得る能はざるを新約克の會社は其の中心會社即ち本社を新約克府に置き而して其の業務委員を該邦の各部に置けり該會社は幸にも正業に依て糊口せんふとを欲する出獄人の使用事情か許し能ふ丈けに就き協同一致せし該邦中の最もなる製造及び工藝家數百名の助けを得たるを以て遂に不良徒を化して善良の市民となせり語を換て之を謂へは社會の強奪人を變して其の施惠者と爲せり

既往の所行を懺悔して正善の生計を將來に求むるの誠意を有したる囚徒に對し其の自由を與ふるときに方りて要するものは果して如何なるものなるか蓋し其の要件中の第一位に居るべきものは其の跌傷し且つ疲弱したる心の爲めに強心

變となる所の同情にして其の次に位すべきものは其の精神を活潑にし其の思想を牢固にする所の獎勵希望を憤起せしむべき説話賢明且つ慈愛の勸諭ならん又彼輩は金錢上の扶助を要すへし實に彼輩は其の放免時に於て若干の金錢若くは之と同勢力の物を所持せざるを得ず若し夫れ否らざれば餓餓を好む者にあらざる以上は罪惡を以て己むを得ざる事として再び之を行ふへし而して此の事なからしめんには囚徒たるの日に於て彼れに作業利潤の幾分を與へ釋放の日に至る迄之を貯蓄し置くを以て良法と爲すへし其れ然り是れ等の處置實に必要なり然りと雖も出獄人に關する總ての必要條件に就き其の最第一は則ち職業なり故に其れをして可成的速に自ら其の身を扶持し得べき所の位置に置得べきを得せしめざるへからず抑も自助は彼輩が爲めに最善無比の保護なり蓋し自助は之を有する者に獨立の精神、自敬の心及び中心の元氣を附與す夫の仁、恤の同情、懇切の説話、慈愛の勸諭の如きは悉く皆な貴ふべく重すべきものなりと雖も無一物に於て囚徒を縱放し而して之を餓餓且つ寒貧に遺棄するときは是れ皆な無益なり否な豈に無益なるのみならず全く戯れに屬すへし然るに行為を以て其の語を實にし事

業と勸諭とを併せて與ふるに於ては其の教其の諭は實に強大の勢力を有すべきなり否な啻に強大の勢力を有するのみならず其の教諭は永く彼輩の心神中に生存して其の徳性を養成すべし

(未完)

在米國正員 下田菊太郎

生米國へ着以來未だ數日に過ぎざるも幸なる哉建築學者を始め紳士拾數名と談話するよとを得たり昨日も當府長即ち Mayor E. B. Pond に面談するを得殊に監獄感化救助事業に關する説明を得たり順次取調の上通信すべし

今一片の監獄事業に關する書を得たれば則ち翻譯して諸君の參考に供せんとす然りと雖も生は文章に高等の教育を受けたるものにあらざるか故に行文の拙劣なるは幸に恕せられんよとを

此書はもと獨逸書にして伯林府近傍なる有名の「アレクサンダー監獄」の説明書なり而して萬國博覽會に提出したる特別の項目のみを敘述したるも

の、如し生は衛生に關するよろのみを採萃す

○囚徒衛生法

第一總論

凡監獄なるものは其の種類其の制度の如何を問はず社會の秩序を亂したる罪人に向て自由剝奪の刑を執行する所なれば同時に又囚徒の性命及び健康に多少損害を蒙らしむることなきにあらず是れ即ち自由と不自由との辨別未だ明白ならざるものにして殊に衛生法の未完全なるか故なるへし而して慍むべきは囚徒疾病の平均數は歐米各國皆之を自由人民に比して遙に超越するの一點あり抑も疾病の源因を調査するに二箇の原因に歸す一は囚徒の身體精神及び道德上の性狀血統の因縁教育以前生活の情狀一は拘留の損害と周圍の影響是れなり然るに犯人は僅少のものを除くときは貧窶匱乏の社會より出づるか或は怠慢なる生活と有害なる放蕩とに依り身神を喪失し身體機關の各部を歟損したるもの若くは其の子孫ならざるはなし故に生來虛弱にして各種の病因を有せる身體なると其の幼稚發育の際身體の保育を怠慢放任したるか爲め長するに及んで身體の發育

を妨害するの結果とに因り更に又疾病を發生し遺傳の病軀をして爲めに益々脆弱ならしめたるものなれば禁留及び牢獄の生活を以て尙其の健康を毀損し性命を短縮するを免かれざるなり夫れ各人の自由を制限して以て其の精神上及び身體の行爲を檢束し嚴肅なる刑罰の執行法を以て之を壓抑し囚徒をして爲めに戰栗せしむるのみならず其の妻子を辭し親族を離れ憂悻交々するの不幸に陥るに至ては假令極惡の者ど雖も誰か心を動かさざるものあらんや此の如き原因は囚徒の健康に影響を及ぼすまゝと實に僅少なるなり之に加ふるに食糧の常に粗惡暨乏なる人々に慣るゝこと難く常に閉鎖せる房室は假令其の構造完全ならずして空氣汚濁せるも之に堪忍せざるを得ず斯くの如くにして健康を害せず身體を傷はざるものは未だ之れあらざるなり去れば監獄に於ける疾病死亡の他に比して夥多なるは決して怪しむに足らずウァッポユス氏は囚徒の死亡を論するに當り其の數を以て通常社會との比較的の實數より尙多しとせり蓋し監獄の囚徒は皆所謂血氣の年齢即ち平均三十歳前後のものにして別に幼者なきが故に囚徒の死亡數は通常人民の死亡數に比して其の三倍四倍若くは五倍となるものなり

と云ふエンゲル氏曰く犯罪及び監獄は性命を蠶食するものなりと實に然り故に字國に於ては一の性命保險會社に於て二十歳以上の囚徒は何人にも其の性命を保險せんとしたることあり今一步を進めて其の意を擴充するときは犯人は或る點に付て自殺者なりと云ふも決して不可なかるべし故に近時の監獄制たる監獄疾病及び死亡の數を減少するを以て最要なる任務となし刑罰の執行上に於ても其の主意を實行せるは實に公明正大の事と謂ふ可し然り而して裁判上宣告したる自由剝奪刑を執行するに囚徒の健康を害し性命を縮むるか如きものであるべからざるは固よりなれば其の執行は宜しく自由剝奪刑の實たるに止め決して其の範圍を超へて囚徒の健康と性命とを害するものであるべからざるなり故に當時各文明國に於ては其の未決監獄及び已決監獄を建築するに必ず囚徒の健康を保護すへき總ての方法を施行するふとに尤も注意するなり今囚徒の健康と性命とを保護するふと斯くの如く熱心旦つ周密なりと雖も之を以て果して其の目的を達するを得べきや此の問題に對しては假令幾分の例外ありと雖も先づ其の目的を達するを得べしと答へざるを得ず一般の衛生法を完全

にし各囚の健康に關し十分なる豫防法を執行するときは全體の囚徒一般衛生上の害惡及び病因に對し保護を受け尙進んで各自の身體を健全にするに至り隨て監獄の疾病及び死亡の數は通常人民と敢て異なるなきを得たるのみならず生來の虛弱なる身體も監内に於て健全となり以て出獄する者多しとなさるに至らん然りと雖も猶健康の被害にして假令官署に於て慈惠慈愛の精神を以て専ら之を豫防する所あるも終に除去するまゝと能はざるものあり何ぞや道德上の檢束是れなり抑も此の道德上の檢束は尤も囚徒の健康を害するものにして其の原因たる深く犯罪を懺悔するの心と獄舎及び獄制より生ずる恐懼落魄の念とを發するに在るなり是れ重罪獄及び輕罪獄に於てハ假令其の衛生法及び懲罰法の殆んど同一なるにも拘はらず嚴酷ある獄制を以て制御するの重罪獄に於ける疾病死亡の數は獄中に同一の刑期を經過せる輕罪囚徒に比して多き所以なり故に集治監の疾病死亡の數は地方監獄に比して大なるまゝとは經驗に徴して明なる所なり此の地方監獄に於て衛生法を完全にし能く各囚身體の健康を豫防するときは其の囚徒の疾病死亡の數は囚徒を多く出したる人民社會即ち職人社會の疾病死亡の數

に比し同一なるのみならず却て優れる所あるは伯林近傍ブレッインゼーの既決監獄に於ける四年間の衛生狀況に依り明なりとす (未完)

寄 書

○出獄人保護事業問答 (第十七號の續き)

正員 吉木竹次郎 東京

問 自由人民と爲りたる放免者をして囚徒の如き嚴重の取扱を爲すは不可なるなからんか

答 其は固より惡し故に會社に引受くるとき本人と契約を結ひ社則を犯したるときは斯く斯くの罰を與ふる旨を言渡し而して本人得心の上に於て會社に引受くることとせんと欲す故に其約束したる丈の取扱を爲す以上は決して不可なることなしと思考す

問 放免囚にして入社を望む者は如何なる者にても悉く之を許さんとするや
答 然り悉く之を許さんと欲す然りと雖も虛弱なる病者の如きは保護會社

に入れずして貧院に入るべきものなれば病者の如きは引受けざるを至當なりと思へり其他の者にして壯健なる者は悉く引受け之を感化矯正するを以て保護會社の本分なりと思ふ種々の保護會社規則を見るに或は不行狀なる者の如きは引受けざるの組織もあれども余の考へにては斯る不行狀の者の如きを引受くるこそ保護會社の本分なるへしと思惟せり何となれば再犯囚と爲る者は品行方正なる者には極めて少くして不行狀なる者無智なる者に多ければなり

問答

貴答の如くせば保護會社事業は頗る困難なるへしと思はる如何

然り固より該事業は監獄よりも困難なる事業と思ふ余の所謂保護會社は感化院をも兼用する位に爲さんとする心得なり何となれば保護會社なるものは固と罪者豫防の目的より生じたるものなれば保護のみに汲々せずして旁ら矯正の法を施さしめれば罪者豫防の本分を尽さるものども余思ふに保護會社は抄返紙業と同一のものなり何となれば監獄は反古問屋にして典獄は反古問屋の親方の如く反古は反古座は座と各々之を撰り分け再び社會の用に供せん

とするの職務なり保護會社なるものは反古問屋に於て未だ社會の用に供し得ざるもの及び抄返し得ざるものとを引受け以て抄返しを爲すと同様の事業なりとす

問 其は保護會社に於て如何なる方法を以て抄返しを爲さんとするや

答 前に既に答辨せしか如く被護者を甲乙二部に分ちて感化矯正の方法を施さんとするなり

問 然らば抄返しの商品を調査する者即ち評議員の如きものを設くる方可ならんと思考せらる如何

答 固より其評議員は設くるを可とす其評議員ありて始めて保護會社の目的を達するものとす

問 其評議員には如何なる人を用ひんとするや

答 評議員は種々の人物を以て之に充てんと欲す今之を例せば學者當局者及び農工商の實業者に依頼せんと欲す就中工業請負を業とする如き者を最も必用と思考す何となれば甲部の被護者を社會に出さしむるの便を得るものあれ

(六六九)

大日本監獄協會誌第九號

はなり

問 前に被護者は單に工業に就かしめんとする旨の御答なりしか其は如何なる種類の工業に就かしめんとするや

答 工業に就かしむるは甚だ困難にして東京の如きは何業に就かしむるも其製造品の賣捌口に乏しからざるも地方に於ては賣捌口に甚だ困難するものあるを見る然れども余の考へには勉めて被護者の將來を慮り其天性と其地方の形況とに依りて其業を撰ぶを可とす是れ前に既に答へたる通り學者當局者及び農工商の實業家を以て評議員たらしむるを要する所以なり何となれば實業者に謀らされは我等の如くテーブル上の論者のみにては甚だ困難なるものあるを以てなり

問 被護者は男女老幼を論せず入社を許さんとするや

答 實は男女、未丁年者等其れ々に區別を爲し各々一會社を設くるを以て適當とすど雖ども日本の今日に在りては右の如く各々一社を設くるを得されは一社中に區界を設け以て之を入るゝの外なし歐洲の保護會社を見るに丁年以上

の者は十中の二三にして未丁年者甚だ多し故に余は日本の今日に在つては保護會社は保護、感化兼帶の性質を以て設立せざる可からずと思考す是れ余か以上の答辨中往々感化院の性質を帶ふるものなる所以なり

問 被護者をして社外の業に就かしめんとするには其被護者は職工仲間なぞと實際上に於て不都合の點あるは豫め想像するに足れり依つて其れか爲めに安んじて業に就くを得ざる如きことなきを保すへからず就ては其被護者たることを雇主の他職工等には知らしめざるの方法は無や

答 此方法には余も大に困却を究めり會社より直ちに雇人の方へ遣らすして前に謂ふ所の評議員等を以て下引請と爲し評議員より口入せしめ成るべく雇主と契約を爲して其被護者の保護會社より來りたる者なるよとを職工仲間に知らしめざるの外眞法あしと信せり

問 歐洲の保護會社資金の事は前に既に聞きしか今我國にも保護會社を設けんとするには其資金は如何にして募らんとするや

答 當今我政府に於ては未だ歐洲の如く扶助金法の設けあらされは義捐金の

大日本監獄協會誌第九號 (七六九)

外には資金を募るの良法なしと信ず故に前にも答へたるか如く各種の義捐者を以て各種の保護會社を設くるの必用ありと思ふ

問 然らば今日の日本にては政府より補助金を受くるを得ざるや

答 余思ふに保護會社の仕組と方法とに依りては地方より或は補助金を受くるを得るの場合もあらん然れども此は甚だ困難の事ならん東京の養育院の如きは以前に在りては宮内省より補助を受けたるゝもありしか今日は東京府會より東京市會へ引渡すと聞けり然らば東京市の如きは其養育院費中の幾分を保護會社に請ふゝを得るやも計り難しと雖とも此は今日に於て明言するを得ざるなり

問 被護者在監中の貯金は如何せしむる見込なるや

答 勿論保護會社に請取り之に利子を附し退社の時に就業の資金に充てしめんとす

問 然らば被護者にして其貯金を會社に預くるを欲せざる者あるときは如何するや

答 成るべく説諭を加へ其使用の正當なるときは之を許すも不當あるときは強て會社に之を引受くるの方法と爲さんど欲す

問 被護者の逃亡せし者を警察署に依頼して捕ふるときは如何なる處分を爲すや

答 前にも答ふる如く犯罪者は斯く斯くに處罰すへしどの約束もあれは輕き者は二三日間謹慎室と名づくる房に入れて之に教誡を施さしめ又重き者は三四日間回想室と名づくる房に入るとを得る様に相成たし此回想室なるものは監獄に設けある暗室に等しきものにして稍ゝ其れより寛なるべく謹慎室なるものは監獄に在る屏禁室に等しきものにして稍ゝ其れより寛なるべく斯くの如き法を施さしめれば威化の効は到底行はるゝものにあらすと思ふす右は稍ゝ過嚴なるか如しと雖とも逃亡する如き者は固と慚怠の者なれば斯くして懲戒を施すは最も必要の事と思ふ

(未完)

○懲戒策

(本編は明治二十二年十月二十六日本縣講習所に於て講師佐

(〇七九)

野尙君の講述せられたるものに係る)

正員 霧生里次郎 神奈川

本日は佛國監獄學者マルザン氏の懲戒策と云ふを講述すへし

夫れ囚徒の改良は教誨と懲戒との兩者に依て行はる可し兩者相俟て離る可からざるは猶ほ蒸汽機械の石炭に於けるかゝとし苟も教誨の一方に失するときは則ち其寛に馴れて法律を蔑視するの弊を生じ懲戒に失するときは則ち其酷嚴を憤ふりて猶ほ其不良心を強固にし飽まで法律に抗抵せんと欲するの心志を養成するに足る教誨と懲戒とは偏頗なく之を併用するを以て必要とするなり又懲戒法を巧みに使用するに於ては大に罪囚感化の効用あるのみならず監獄費用を要するより特に僅少にして足るべきなり今左に其方法を陳述して之を識者の一覽に供せんとす

罪囚を懲戒するの法一にして足る可からずと雖も就中其罪惡の輕重に應じて可成的之に罰金を附加し便益なる勞役を教爲せしむへし而して此の罰金と勞役とを科するには宜しく其罪科に依て或は社會に或は一個人に及はしたる損害の程

號九拾第誌雜會協獄監本日大

號九拾第誌雜會協獄監本日大

(一七九)

度に從ふべきものとす禁獄に代ふるに罰金を以てするとは獨り監獄の經濟上に利益あるのみならず亦た罪人の自由を束縛する事を爲さざるか故に可成的之行ふを可となす又た罪惡を企てたるより生じたる利益と器具とは悉く之を沒収して可なるものとす又刑の宣告を受けて既に罪人と決定せられたる者には政府は之をして裁判入費と刑罰に關する費用とを拂はしむへし若し此罪囚にして之が償を出すより之を肯せざるか乃至之を償ふの資力なきときは之に代ふるに公同權を剝奪し或は其の者の勞役上より生ずる利益を擧て政府の所屬に歸せしむへし

子として父の命令に從はず或は府民助力の義務に對して違反せる者あるときは之を責むるの方法は他の罪人か罰金を申渡さるゝと同様の方法に依て之を處置し以て之か自由を束縛するの罰に代用するに罰金を出さしめ可成此等の輩を罪囚となして監獄に留置せざるの策を講ずへし

前にも陳述したるが如く此方法をして充分實行するにあらずれば罪人の増加するに從つて直ちに之を監獄に拘囚するより外他に法なかるへし斯くの如くなる

ときは政府の費用は漸次に増加して遂には之を負担する能はざるに至らんのみ實に政府の損益は莫大なるのみならず政府が豫ねて計画する所の罪惡減少策なるものは却て罪惡を増加するの種子とならんぞ警めざる可んや病疫を治療するに治療其法を得るにあらざれば反て其重きを加ふ是れ通常世人の能く知る所なり余此の事に於ても亦た云爾

犯者に向つて罰金を科する事は懲罰中最上等の妙法にして最効力を有するものとす何となれば罰金なるものは其人の自由を束縛するものとなく亦た其身体に痛苦を與へしむるものとなくして而して反て抑制の度をして精密に且つ公平に定むるを得せしめ以て人民社會の富饒を増進せしむるものなればなり英國の哲學者ベンザム氏か罰金を以て犯罪者に課するは寛仁にして且つ節儉なりと云はれしも亦た此の道理に起原するものなりとす故に懲罰の方法は罰金を以て基礎とすへし近來世人が實利主義を尊重するものとを知るに際しては貨幣は人類社會に大勢力大威權を有するものなるか故に又此の犯罪者の上に就ても之に罰金を課すると云ふとは最も罪人を抑制するの力を有し之を畏怖せしむるの感覺を起さ

しむるものなり嗚呼實に人類の所有中生命と名譽とに次くものは自由と富との上に出づるものあらざるへし故に今生命を絶つと名譽を剝奪せらるゝとを除かれたるものは則ち之に次く所の自由と財産との二者に於て罪責を償ふものとすれば甚だ計の得たるものと云ふべきなりされば其の犯罪の性質に依りては生命を絶つにも及ばず又名譽を剝奪するにも及ばず又自由を殺滅するにも及ばざる犯罪は務めて罰金を課せん事を要するなり何となれば罰金を以て之を防制するふとを得るの犯罪に向つて故らに禁獄刑を適用せば人身を束縛して獄政の不經濟を醸し徒らに囚人その者の肉脉を苦しむるものなればなり斯くの如く論し來るときは或は單に監獄の不經濟のみ懸念して有罪者を放擲すへしと云ふにあるか禁獄刑を廢止して盡く罰金に處すへしと云ふにあるかどの疑問を起す論者あらん然れども余は決して斯くの如く一方に偏したる言論を爲す者にあらず前條の方法は單に之を輕罪者にのみ施すへしと云ふにあるのみ否な輕罪者と雖も其の犯罪の種類に依て之を施すへしと云ふにあるなり決して之を以て一般の重罪者にまで施すへしと云ふにはあらずるなり重罪に至りては法律上の關係を有す

る事輕罪者に比すれば極めて重大なる者にして禍害を社會に被らしむるよし亦た甚だ大なり故に之か刑の適用に至ても亦た輕罪者に於けるか如く寛大なる處置を以てすへからざるは固より當然の事なりとす故に刑の性質によりて或は生命を斷絶すへき者あるへく或は名譽を剥害する事あるへく或は自由を束縛する事あるへく又時宜によりては罰金を課する事あるへきを要するなり故に余は罰金なるものは輕罪者のみに施すへきものと爲さず亦た重罪者にも施すへきものありとす惟ふに其の犯罪の性質如何に依るのみ

若し夫れ刑法の適用を爲すに當りて罰金を廢して禁獄のみを用ひ禁獄を廢して罰金のみを課する事とせば猶ほ一目を眇するものにして到底充分なる刑法の應用は爲し難きものなるへし今茲に一の譬を取らんに偷兒か或は穿窬に或は脅迫に以て他人の財産を奪取する所以のものは他あし已を愛するを知つて他人を愛するを知らず到底己れを富まさんどするの自愛心より出でたるに相違なかるへし故に若し茲に「千フラン」を盜取したる偷兒を警官か捕獲して之に刑法の適用を爲すに當りて單に禁獄のみを以てせんか固と是の偷兒か賊を爲すの時に臨みて

大日本監獄協會雜誌第十九號

惟らく一旦發覺して法廷の裁決を仰くときは必ず多年の間禁獄せられて其自由を剝奪せらるゝや必然なりされど此は固より其分に於て甘んずる處なり何となれば己れか目適とする所は富にあれば則ち彼の千法の金にして現存するを得は將た禁獄せらるゝに於て何の恨むる所あらんと若し斯くの如きの精神を懷抱して犯罪するに於ては刑法は如何にして此の犯罪者を抑制するの力あるべきや是れ甚だ困難なる場合なりと云はざる可からざるなり其れ斯くの如くなるか故に此等の輩を處置するには宜しく之に科するに其賍金に倍蓰するの償金を以てせば彼れ必ずや己れを富まさんとして反て賁を來たし益せんとして反つて損を招くに懲り必ずや待來再び此の所業ある可からざると心に誓ふまじあらんとす豈に一舉兩得の策にあらずや

然らば則ち罰金を科するには如何の術に依るべきか罪の輕重に依て之を處分すべきか將た財産の程度に依るべきかと云ふに罪の輕重に依るへしとするも亦た以て財産の程度即ち貧富の度に依りて賠償を命ずべきを要するなり何となれば富者に命ずるに些少の償金を以てしたると何に依て其痛痒を感ずるとあらん

已に痛痒を感ぜざるるときは富者之に依て賠償を出すを憚らす益々其の罪過を重ねるに至るやも知る可からず而して貧者は其負擔に堪ゆるべき能はざる重大の賠償を以て命せらるゝとせば是れ其の堪ゆる能はざるか爲め終身窮苦に終らんのみ其の不幸たる實に哀むべきなり故に貧富の度に應じて之に賠償を命するは特に公正なる道理と其の方法とを得たるものなり然らば則ち之か處置を施すは之を何人に委せは可なるかと云ふに乃ち之を裁判官に委して其の均を計らしむべきと是れなり抑々人心の善否を計るは多少の年月と行爲の如何とに依て之を驗せざるを得ざるか故に頗る困難なるものありと雖も其の貧富の度即ち財産の多寡を計るには有形上の實物に就て之を見らるべきか故に敢て其の困難あるを見ざるのみならず反て容易なるを知るなり故に裁判官に委するに此の調査法を以てし且つ之に依て抑制の平均即ち貧富の度に依て賠償の多寡を命するまとは至當の處置なりと云はんのみ

斯くの如く賠償を命するまとは貧富の度に依つて其の平均を計らしむると雖も若し極貧にして此賠償金を出すの資力なき者あるときは是れ實に止むを得ざる

か故に宜しく此くの如き者に對するには各々其方畧を以て之を賠償すべき者を設けざるを得ざるなり然らば則ち如何なるものか尤も其の實効あるべきかを研究するに唯一の勞働に依つて其賠償金に適當すべき賠償を爲さしむるを要するにあるのみ此の方法たるや之を設くるに尤も容易にして又尤も道理に適當するものなりとす彼の有名なる獄事改良家ホルツェンドルフ氏か英國倫敦万国監獄會議の時に於て演説したる所に依れば氏は此の賠償金に對する賠償即ち勞役の賠償は獨逸に於ては永久之を施行して既に充分の實効を奏したりとの證據を挙げ勞働賠償法の利益ある事を論辨せられたり故に余は謂ふ賠償を出すに方法あり貧富の程度に依て其多寡を制するど之を賠償する能はざる者に向ふては適當なる賠償法を作爲すると是れありと

○地方監獄會議の開設を望む

正員 工藤 諄 逸 青

獄事は改良すへし監獄事業の進歩發達を企圖すへしとは現時社會の輿論なり人々異口同音大聲疾呼して希望する所なり其機關とも稱すべく其車輪ども唱ふへ

き大日本監獄協會雜誌は此の改良日新の時代に當り出て、獄事其物を學理上より實地上より講究説論して當局者の注意を促し因て以て改良進歩の裨益を計らんとす又局に當るの士人は今將に實地に應用を試みんとするの時機なり苟も職を獄事に奉ずる者之を慶賀せずして可ならんや啻に之を慶賀するに止まらず吾輩は之を慶賀すると共に益々奮て吾れと職を同ふし吾れと務を共にする有志諸君と互に氣脈を通し力を盡して獄事改良の先鞭を打たんと欲するも如何せん監獄事業たる至重至大のものにして而かも國家秩序的至要の問題なれば輕々一朝一夕に論下するふと能はず加之吾輩の如き居を寒村僻郷に卜し恰かも井蛙に匹適すへきものの如きは改良進歩の四字を唱道するも尙ほ口に憚る處なり然らば時勢の風潮社會輿論の向ふ所に放任し置かん乎是れ決して然るへからざるなり宜しく至當適中の方法を研究すへし左らは何なる方法を研究すへきや須らく地方監獄官の會議を開き事の巨細を問はず物の大小を撰はす一題生し一問浮ひ來る毎に總て此會議に於て其利害得失を審議討論して決定施行する事はなり要するに現時吾國事業中教育衛生殖産工業等に至るまで駸々乎として長足の進

歩を爲せりと雖も惟り獄事に至りては其進歩大に遲緩なりと云ふも敢て失當の言にあらざるへし其の原因は國民の人權を重せざるに因る乎將た社會が監獄改良の必要を認めざるに因る乎或は司獄官が國民をして監獄の必要と監獄の貴重すへきものにして忽にすへからさることを知らしめざるに因る乎其因數多あるへしと雖も右等も其一に居らざるへからず然るに近來獄事改良說大に社會に表彰せるを見れば獄事改良の機も至れり熟せりと云ふへし此の機失ふへからず機に乗し以て獄事の改良を計らされは將た何れの時を待つへきや

夫れ一事を經營し一物を創造せんと欲せば同心協力事を共にするを要す然るとき力強く勢盛にして如何なる繁難に當るも雖も之に堪へ之を成就するを得へし之に反して獨立獨行は力弱く勢微にして動もすれば中途に倒るゝの恐れあり然れども吾輩は初めより徒らに事の棒大物の至大を望むか如きものにあらざるなり宜しく小より大に及はし粗より密に移り徐々歩を進めんと欲するものなり之を以て今吾輩は獄事改良の爲め之か會議を開設するに當りても初めより全國各府縣の司獄官の聯合同盟を募るにあらずして先づ一假留監の聯合區畫に該當す

る各府縣例へは青森縣の如きは宮城假留監聯合地則ち青森、山形、新瀉、福島、宮城、岩手、秋田の七縣を以て一組とし毎組毎年春秋二回輪番を以て獄事會議を開き獄事を討議決定せしめ獄事改良上に與ふる所の利益果して幾何とや

蓋し獄務を處辨するには一定なる監獄則あり然らば其改良進步の程度と云ひ事務取扱の方法と云ひ之か範圍を出る事能はざるものなれば畫一にして異動あるへき筈なしと雖も實地に觀察を下すときは稍其然らざるを知るなり

已に一言するか如く吾輩は一小寒村に寓する者なれば外國の獄事はいさ知らず日本獄事に於けるも尙ほ之を詳かにするよと能はざるものなり而して頃日知人より聞く今日文明の花と稱せらるる監獄事業の外國に改良進步したる成績を尋ねれば是れ一人一已か經營作爲したる改良進步にあらずして箇々人々相集り事を輿論に問ひ議を萬國會議に決し着々針路を進めたるに依ると宜なる哉日本獄事に於けるも明治十八年の頃一たび内務省に各府縣典獄を召集し獄事諮問會を開きてより已來獄事の進步を來たし事業の改良を見し事は今更事新しく喋々するを要せず會員諸君の記して腦裏にある所なるへし

是れを以て之を見、已往を以て將來に徴するに獄事會議は必要なり監獄會議は必要なり獄事會議は此の改良時代に當て必ず開設せざるへからず吾輩は各地方獄事家諸君に望む諸君の盡を以て早く獄事會議の開設を見るに至らんよと吾輩切望して止む能はざる所なり

本會記事

●パテルノストロー氏 伊國國會議員法律大博士日本政府顧問パテルノストロー氏は夙に監獄改良の熱心家にして特に本會の事業を賛成せられ嘗て本會の爲めに本國より獄事に關する書籍取寄方等幹施の勞を取られたるよとあり右等の緣故に因り此の度の主幹宇川盛三郎氏本會役員總代として同氏を訪問し本會の爲めに演説あらんよと依頼せしに同氏快く之を承諾したり然るに同氏は目下風邪中なると又此の如き演説には夫々の調査を要する等より來る明治二十三年一月中旬に講演するよとに決せり

●會告 本會雜誌は固より會員諸君の機關たるを期するものに付會員諸君の御投稿は制規に觸るゝの嫌ひあるものを除くの外爾後本誌に掲げ申度就ては

獄事に關し意見又は疑義を懷かるゝ諸君

會員に報すへき事實を有せらるゝ諸君

は幸に獄事の爲め其勞を厭はせらるゝよとなく續々御寄稿相成度希望致候也

本會記事

會費 本會雜誌

泰西監獄問答錄

佛國監獄協會會員名簿 (六六)

●會費 會計に關する往復文書は東京集治監官舎にて庶務局長石澤謹吾宛住郵便局へ御拂込相成度候又會費未納の向き多々有之會計整理上差支候に付至急東京集治監官舎石澤謹吾宛にて御送附相成たし

●本會雜誌 第壹號より第拾八號に至る分殘餘有之に付正員にして初號より御入用の諸君へは實費を以て御配送致すへし

●泰西監獄問答錄 は既に印刷出來し目下製本中に付不日發送すへし又正員に限り印刷料三ヶ月支拂を承諾するどあるは正員一人一部に限るものとす

●佛國監獄協會會員名簿 今回佛國監獄協會より送致を受けたる會員名簿中には本會特別會員小野田元照氏本會庶務員佐野尙氏の兩名を記載せり又該監獄協會の事務擔任方は左の如く定めたる豫防法に關する事務(長ルセル氏、副長オロビン氏書記クリボン氏○第二課保護事業並に罪者三課(外國○監獄の問題に關する事務)長ジョロフ氏書記ドコルニー氏書記補クレリン氏○第一課(協會外の事務に關する建議調查委員)長ラコアンター氏書記ジュグエルセル氏書記補バイル氏(會計委員)長キュヴィール氏書記ジョボアー氏全ジョレデスクロジエール氏全モーレル氏全アルブアーグー氏(文庫掛)ル、グールベール氏(私立農業德治教育院文庫掛)長マルジョリン氏書記ラコアンター氏全ジョレデスクロジエール氏

評議會及特別懇親會

本月二十八日午後二時より本會の第三回評議會を開き同く午後五時より芝公園内紅葉館に於て特別有志懇親會を

催し候に付ては席上の談話中獄事上有益なりと認むるものあらは次号に記載すへし

明治二十二年十一月二十八日の會特別有志懇親會に案内したる各位姓名

獨逸國監獄學士

名譽會員

內務次官

法制局長官

特別會員

警視總監

特別會員

內務省縣治局長

內務省文書課長

特別會員

建築局事務官

本會役員及發起人

在京出京及び近縣の本會議員

以上

セーパツハ君
山尾庸三君
芳川顯正君
井上數君
中村正直君
折田平内君
清浦奎吾君
末松謙澄君
大森鍾一君
小原重哉君
八木秀太郎君

●寄贈

一金四拾五圓三拾八錢

山形縣山形監獄有志諸君寄贈

金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金
拾拾拾拾拾拾拾拾拾拾拾拾拾拾拾拾拾拾拾拾拾拾
五拾拾拾拾拾拾拾拾拾拾拾拾拾拾拾拾拾拾拾拾拾
錢錢錢錢錢錢錢錢錢錢錢錢錢錢錢錢錢錢錢錢錢錢錢錢

三富栗薄芳石吉伊真小村桐神茂柴佐深阿笹鈴山伊正成栗佐上茂
段澤田衣賀垣高藤寺井ヶ谷泉田藤瀬原木名藤木瀬野藤野木
崎慶正定熊寅太重大孝祐貞興茂大壯松周二基新保三信善惟
ノ郎平治吉松郎直郎郎德吉幹孝藏郎助藏次郎重吉明郎盛吉直壽
君君君君君君君君君君君君君君君君君君君君君君君君君君君君君

金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金
拾拾拾拾拾拾拾拾拾拾拾拾拾拾拾拾拾拾拾拾拾拾
拾拾拾拾拾拾拾拾拾拾拾拾拾拾拾拾拾拾拾拾拾
錢錢錢錢錢錢錢錢錢錢錢錢錢錢錢錢錢錢錢錢錢錢錢錢

丸長大本馬會勝河沼細伊高鈴小小庄鈴高田高土管沼吉成上小宮
山谷野庄場田俣田澤谷藤橋木田田司橋中橋居原澤川田村野本
川源勝秀留篤親次謙信七知義要政十備吉勇新藤未義榮小金寅
儀太三藏郎郎義吉審昌郎吉次郎助正助義郎吉助郎郎吉明郎郎郎
君君君君君君君君君君君君君君君君君君君君君君君君君君君君君

金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金
貳貳貳貳貳貳貳貳貳貳貳貳貳貳貳貳貳貳貳貳貳貳
拾拾拾拾拾拾拾拾拾拾拾拾拾拾拾拾拾拾拾拾拾拾
錢錢錢錢錢錢錢錢錢錢錢錢錢錢錢錢錢錢錢錢錢錢錢錢

賣多大佐齋田植山高田猪伊野中太水酒富長室小德島磯三黑岡永
賀賀山藤藤瀬木口木島符東田村田野井澤井笠力會部好金田尾
仙宗貞孝延惟家親重晴宜三吉四政信順直一次正新吉忠正運宜一
助德吉吉壽熙久道紀衛郎郎郎治次長哉郎郎久作三義綱八方郎
君君君君君君君君君君君君君君君君君君君君君君君君君君君君君

金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金
貳貳貳貳貳貳貳貳貳貳貳貳貳貳貳貳貳貳貳貳貳貳
拾拾拾拾拾拾拾拾拾拾拾拾拾拾拾拾拾拾拾拾拾拾
錢錢錢錢錢錢錢錢錢錢錢錢錢錢錢錢錢錢錢錢錢錢錢錢

高岡須大相渡登村武邊上吉舟城小河中早石木後芳土伊橫鈴南渡
際藤淵真邊坂田衛見野村生澤野村坂原下藤賀佐東山井條部
向大貞太重賢忠信長彌正机太久秀左與重太太
春郎利郎毅道精郎郎行治行治郎次義門明春郎郎廣勇房哉義久雄
君君君君君君君君君君君君君君君君君君君君君君君君君君君君君

金三圓
金貳拾五錢
武田 坦君
布施兵馬君

金壹圓
金貳拾五錢
武田莊三郎君
海津清太郎君

一金四圓七拾錢

山形縣米澤監獄有志諸君寄贈

內譯

金貳圓
金三拾錢
金貳拾五錢
金貳拾錢
金貳拾錢
金貳拾錢
金貳拾錢
金拾錢
高橋勝太君
錦織剛造君
山本源三郎君
平林俊治君
齊藤多次郎君
九山定吉君
庄司高藏君

金三拾五錢
金三拾錢
金貳拾五錢
金貳拾錢
金貳拾錢
金貳拾錢
金拾五錢
宇津江清一君
太宰惠輔君
奧井直平君
牧野謙三郎君
山田源六君
奧山成藏君

一金貳圓五拾錢

山形縣新庄監獄有志諸君寄贈

內譯

金壹圓
金三拾錢
金三拾錢
金拾錢
牧野義得君
石森音三郎君
吉田一夫君
鈴木安吉君

金三拾錢
金三拾錢
金二拾錢
杉浦久尙君
嶋養悅君
常井兵七君

一金三圓九拾錢

內譯

金二圓
金四拾錢
金三拾錢
金二拾錢
有村實禮君
富田益衛君
須藤峯太郎君
岸岩太郎君

山形縣鶴岡監獄有志諸君寄贈

金四拾錢
金三拾錢
金二拾錢
金拾錢
佐々木高德君
豐嶋良五郎君
安食高朗君
大角啓藏君

一金五圓四拾錢

內譯

金三圓
金三拾錢
金四拾錢
金四拾錢
金拾錢
大石權六君
關原秀英君
須崎由近君
笹以簡君
須田義金君

山形縣酒田監獄有志諸君寄贈

金三拾錢
金三拾錢
金四拾錢
金二拾錢
金拾錢
八島吉太郎君
熊谷扶邦君
伊東清基君
宮林角次君
橘了周君

一 棄兒及有罪幼年者保護教誨問題

一 佛國監獄組織法

一 佛國町村警察官宅料表

一 佛國監獄及監獄制度に關する組織法概論

本會記事 寄贈

本會記事 寄贈

一 佛國警視廳所屬セース洲監獄請負仕用帳
一 無籍者及乞丐者豫防制止に關する問題
一 佛國監獄統計表

右

- 一 日本人 自第三十號
一 スタチスチック雜誌 自第四十一號
一 斯文學會雜誌 自第一號
一 眞理 第一號
一 明治兵庫縣監獄統計表
一 明治德島縣監獄統計表
一 明治長崎縣監獄統計表
一 明治十九年鹿兒島縣監獄統計表
一 明治二十年新瀉縣監獄統計表
一 簿記冊美本金銀出納簿
一 女學雜誌 自第百八十四號
一 女學雜誌 自第百八十八號

- 十七冊
一冊
一冊
小野田元照君
政教社
スタチスチック社
斯文學會
世光社
兵庫縣監獄課
德島縣監獄課
長崎縣監獄課
鹿兒島縣監獄課
新瀉縣監獄課
寺井宗平君
女學雜誌社

大日本監獄協會細則

第一條 雜誌ハ無代價ニテ會員ニ頒ツモノトス

雜誌ニ掲載シタルモノハ總ヘテ報酬ヲ爲スナリトス

第二條 總裁 一人

推戴員中ヨリ推舉ス
會長 一人
名譽會員中ヨリ推舉ス

副會長 一人
會員中ヨリ推舉ス

庶務局長 一人
正員中ヨリ推舉ス

調查局長 一人
正員中ヨリ推舉ス

主幹 二人
正員中ヨリ推舉ス

庶務委員 二人
調查委員 二人

兩局長共同ノ發議ニヨリ會長
之ヲ囑托スルモノトス

職員
典獄及ヒ副典獄又ハ典獄代理

公議議員 十人

在京正員中ヨリ推舉ス
特別調查委員

兩局長共同ノ發議ニヨリ會長
之ヲ囑托ス

第三條 總裁ハ本會ヲ提理スルモノトス

會長ハ會務ヲ提理スルモノトス
副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルハ之ヲ代理ス

庶務局長ハ左ノ事ヲ掌ル

一 會計ニ關スル事
二 庶務ニ關スル事
三 記録ニ關スル事

調查局長ハ左ノ事ヲ掌ル
一 雜誌ノ編輯及ヒ印刷
二 海外通信
三 諸起案
四 調查書類ノ記録

五 統計ニ關スル事
六 特別調查委員ニ關スル事
七 集會ニ關スル事
八 衛生ニ關スル事

庶務委員及ヒ調查委員
庶務又ハ調查ノ事務ヲ分掌スルモノ

第七條 本會ニ送付スル爲替金ハ某氏宛
某郵便局ニ振込ムヘシ
明治廿一年六月廿四日改正

トス
一 入 庶務及ヒ會計主任
一 入 記録主任
一 入 編輯主任
一 入 海外通信主任

特別調查委員
會長ノ囑托ニ依リ一事件ヲ調査スモノトス

第四條 庶務局長、調查局長、庶務委員及ヒ調查委員ニハ報酬ヲ附與スル事アルヘシ

第五條 入會ヲ申込マルル者ハ必ラス郵便切手貳錢ヲ封入スヘシ本會ヨリハ規則、細則并ニ入會申込証ヲ送付スルモノトス

第六條 會費ハ前納スルモノトス
但シ數月分一時ニ前納スルモ妨ケナシ

第七條 本會ニ送付スル爲替金ハ某氏宛
某郵便局ニ振込ムヘシ
明治廿一年六月廿四日改正